

被災宅地危険度判定士
資格要件申告書

令和 年 月 日

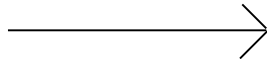
福井県知事 杉本 達治 様

申告者氏名（自署） _____

わたくしは、福井県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に定める登録要件に下記のとおり該当することを、必要書類を添えて申告します。

記

該当する資格要件



裏面の資格要件から該当する記号を
いずれか一つ記入する。

該当する資格要件

該当するもののいずれか一つの記号を表面に記入し、指定された証明書を添付する。

<p>ア 大学院等在学経験者：宅造告示第1号、都計告示第1号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木または建築に関する事項を専攻した後、土木、建築または宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 ①在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p>イ 大学卒業者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し4年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p>オ 高等学校卒業者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して7年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 ①卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） ②実務経験証明書</p>
<p>カ 認定講習会修了者：宅造規則第23条第1号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する者及び10年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者 必要な添付書類 ①認定講習会修了証の写し ②実務経験証明書</p>
<p>指定の国家資格を有する者</p> <p>キ 技術士：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ該当 技術士法における本試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 ①技術士登録証の写し又は技術士本試験合格証明書 ②実務経験証明書（技術部門を建設部門とする場合は不要）</p> <p>ク 一級建築士：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 建築士法による一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類 ①一級建築士免許証の写し</p> <p>ケ 二級建築士 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 ①二級建築士免許証の写し ②実務経験証明書</p> <p>コ 土木・建築・造園に関する一級施工管理士 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 必要な添付書類 ①一級施工管理免許証の写し</p> <p>サ 土木・建築・造園に関する二級施工管理士 建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理士として5年以上の実務経験を有するもの 必要な添付書類 ①二級施工管理免許証の写し ②実務経験証明書</p>
<p>シ 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者 土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 ①実務経験証明書</p>
<p>ス 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者 土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者 必要な添付書類 ①実務経験証明書</p>

注) この表で「宅造令」とあるのは「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造規則」とあるのは「宅地造成等規制法施行規則」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を表す。

様式第2号の説明

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。
なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適切と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
- 2 選択する資格要件ごとに、必要な添付書類が裏面に記載されています。必要な添付書類は資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
- 3 「在学期間を証明する書類」または「卒業証明書」を添付する場合の注意事項
「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（またはこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、始めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることとなります。）
- 4 資格要件の「キ」に該当する方
「技術士本試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
- 5 「実務経験証明書（様式第3号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
- 6 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。